

様式第4号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	令和元年度第3回西脇市地域福祉計画推進会議
開催日時	令和元年10月11日(金) 午後1時30分～3時20分
開催場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター
出席委員の氏名又は人数（敬称略）	谷口泰司、長尾芳明、村上昌紘、武部恵子、伊達恵一、岡井久夫、小谷義之、村上典正、藤井志帆、足立ちづる、中嶋弘美、絹川恵子、藤井修一、齋藤周藏、片山功、宮崎延子
欠席委員の氏名又は人数（敬称略）	岡野雅代、久下弘、村上明生、木元倫代
出席職員の職・氏名又は人数	福祉部 部長 細川喜美博 社会福祉課 課長 伊藤景香 長寿福祉課 課長 村井真紀 こども福祉課 課長 岸本雅彦 社会福祉課 課長補佐 正木万貴子 社会福祉課 今村深力
傍聴人の数	1人
協議又は協議事項	(1) 第三次西脇市地域福祉計画の素案の協議・修正 (2) パブリックコメントに向けて
会議の記録	
発言者	内 容
事務局	1 開会 委員の出席は16名 傍聴者は1名
会 長	2 あいさつ
事務局	(資料確認)
会 長	議事録署名委員の指名 齋藤会長と小谷義之委員に決定
	3 協議事項 (1) 第三次西脇市地域福祉計画の素案の協議・修正について、事務局から説明願う。

事務局	(事務局より第1章の変更点について資料説明)
会 長	ご意見等があれば発言を願う。 では、次の説明を願う。
事務局	(事務局より第2章の変更点について資料説明)
会 長	ご意見等があれば発言を願う。 では、次の説明を願う。
事務局	(事務局より第3章の変更点について資料説明)
会 長	ご意見等があれば発言を願う。 では、次に進む。第4章は施策ごとに説明をお願いする。 基本方向1、施策1について事務局より説明を願う。
事務局	(事務局より第4章の基本方向1、施策1について説明)
会 長	施策1について、質問等があれば発言を願う。
委 員	46ページの「親子のふれあいの場の確保」の内容が「認定こども園・幼稚園施設の園庭開放」で、主な事業が「就学前教育、保育施設の運営支援」とある。これは、児童福祉法第24条の子育てを希望される保護者がおられたら、市はそれを確保しなければいけないということに基づいているのだと思うが、一番大元がどこかにいってしまっているように感じる。子育てで集団保育を希望される方には行政として面倒をみることに、それで待機児童の発生が問題になっているのであってそれについては触れられていない。それが地域福祉の根本だと思うが、いかがか。
事務局	行政として就学前児の居場所の確保ということを、きちんここに書き込む必要があるのではないかという意見ですか。
委 員	成年後見人は法律だが、子どものことを思うと児童福祉法に基づくことが、まず行政の責務だと思うが、触れられていない。

事務局	<p>この施策では、交流を推進する中で、地域で子どもたちが触れ合う場所を設けるということで、認定こども園の園庭を開放することでふれあいの場を確保しようというものであり、ご意見のような法に基づく保育の確保とは少し視点が違うように思う。</p>
委員	<p>法に基づく子育て支援という記載が無い。園庭開放に関しては、自主的に行っており、市の支援をいただいているわけではない。</p> <p>基本的に、就学前の子どもに対しては子ども・子育て支援事業計画に準じているのでそれでよいと思うが、上位計画にしては地域福祉計画における就学前の子どもたちというのが見えない。子どもに関しては、子ども・子育て支援事業計画で決めるという一言があってもよいと思うがなく、全体の方針が見えないと感じる。</p> <p>市内の3、4、5歳児の99.9%は、認定こども園に通っており、無償化になって、ほぼ100%近くの子どもたちの集団保育を保障するということは、どこに書かれているのか。</p>
事務局	<p>6ページに計画の位置付けを掲載しているが、高齢者や障害者、子ども・子育ては個別計画があり、本計画では、アンケートや国の示す方針の中で共通的な課題等を主にまとめていくという方向である。ご意見にある大元の子どもの保育の保障については、特に掲載していない状況である。</p>
委員	<p>掲載しなければいけないのではないかという意見だ。</p>
事務局	<p>どのような表現になるかわからないが、掲載する方向で検討させていただく。</p>
会長	<p>他に意見等はないか。</p>
副会長	<p>45ページの取組として「世代間交流をはじめ多様な交流の推進」があり、内容として3点挙がっている。最後の1つ「障害のある人の地域参加・交流」の主な事業の一番上の「障害者スポーツ大会への支援」は削除してもよいと思う。ここは交流なので支援といっても財政的な支援という程度であるし、障害者スポーツは、未だに福祉部局が所管し、教育委員会が所管していない。障害者スポーツは依然としてスポーツではないという認識で、オリンピックとパラリ</p>

	<p>ンピックは未だに別に行われている。本当に交流するというのは、バスケットボールの決勝の後に、同じコートで車椅子バスケットをやるということ等が、本当のスポーツの統合だと思う。支援するだけなら、別の場所で別のことをやることを充実させるだけなので、この項目はむしろ削除してもよいと思う。やるのであれば、教育委員会が、障害の有無は関係なく、スポーツとして統合しましょうというように国のスポーツと同じようにやっていければよいと思う。</p>
会 長	<p>事務局はどうか。</p>
事務局	<p>障害者スポーツは、社会福祉課が担当し、スポーツ大会の財政的な支援と子どもも参加して応援するなど交流を図っているが、地域との交流となると少し違うと思う。また、障害者だけ別のスポーツ大会があるという現状であり、市としても一緒に開催することはできていない。記載については、事務局で検討させていただく。</p>
会 長	<p>他になければ、次に進む。 基本方向 1、施策 2 について事務局より説明を願う。</p>
事務局	<p>(事務局より第 4 章の基本方向 1、施策 2 について説明)</p>
会 長	<p>ご意見等があれば発言を願う。 特になければ、次に進む。 基本方向 1、施策 3 について事務局より説明を願う。</p>
事務局	<p>(事務局より第 4 章の基本方向 1、施策 3 及び基本方向 1、成果指標について説明)</p>
会 長	<p>質問等があれば発言を願う。</p>
委 員	<p>53 ページの今後の方向性の中ほどに、「幼児教育や学校教育における交流や体験を通じた人権及び福祉学習等の取組が重要」と記載があり、54 ページの取組で「学校・社会教育における人権・福祉教育の推進」とあり、その内容で「多文化共生教育の推進」、主な事業に「子ども多文化共生サポーターの派遣」とあるが、就学前幼児教育の中にも入れることができるのか。最初の方向性のところでは、幼</p>

	<p>児教育を入れているが、具体的な施策には幼児教育が抜けているように思う。幼児教育に関しては、別に示してここには掲載しないということか。先ほどと同じような質問だが。</p>
事務局	<p>多文化共生教育の推進でサポーターの派遣は、教育委員会が手配している。外国人の子どもが今後増えていくことが見込まれる中で言語が伝わらないことによる不利益が発生しないようにすることでこれは子ども・子育て支援事業計画の中でも重要な施策の1つだと位置付けている。それが就学前についても含めるかどうかは、検討させていただく。</p>
委員	<p>この場に教育委員会や防災の関係者がいないのかと問い続けているが、そのようなことに関係してくるのだと思う。</p>
会長	<p>要望ということで、他になれば、次に進む。 基本方向2、施策1について事務局より説明を願う。</p>
事務局	<p>(事務局より第4章の基本方向2、施策1について説明)</p>
会長	<p>ご意見等があれば発言を願う。</p>
委員	<p>就学前についても記載がほしい。現在、医療的ケア児でたん吸引を定期的にしなければいけない子どもがいる。知的ではそれほど問題はないと思うが、普通学級には入れられないという決定を教育委員会からいただいた。障害者だけでなく、障害児も数多くおられ、0歳児からのネットワークづくりをしてほしい。サポートファイル等の事業もあり、充実していただきたいと思う。</p>
会長	<p>他になれば、次に進む。 基本方向2、施策2について事務局より説明を願う。</p>
事務局	<p>(事務局より第4章の基本方向2、施策2について説明)</p>
会長	<p>ご意見等があれば発言を願う。</p>
委員	<p>60ページの取組の内容で「総合相談及び地域相談」の主な事業に</p>

事務局	<p>「子ども家庭総合支援拠点の運営」とあるが、これはどのような拠点で、どこに置くのか。</p> <p>子ども家庭総合支援拠点は、虐待事象等が発生していることを受け、今まで実施していた家庭児童相談や虐待相談に専門職の基準を設け、より高度な相談業務や虐待対応ができるよう国で制度的に設けられたものである。</p> <p>人口規模によって、配置すべき人数が決まっており、本市ではこども福祉課に保健師と保育士の2名を配置し、体制を整えて取り組んでいる。</p>
委員	<p>個別分野ごとの相談支援体制の充実となると、子育て中のお母さんは、窓口がいっぱいあって分からなくなる。主な事業の中で何回か出てくる「子育て応援ステーション「はぴいく」(子育て応援ライフプラン事業)」や「子ども家庭総合支援拠点の運営」等が、どこに当たるのか。総合支援となると誰がどこに行ってもよいと思うが、ここにはみらいえとしか出てこない。みらいえは別、認定こども園が行っている子育て支援も別で、個別にそれぞれが連携しようとなるとどのようにして連携するのかが読み取れないと思った。</p>
事務局	<p>みらいえから子ども達に関する記録がこども福祉課にもまわり、それらを基に「はぴいく」等の事業も含めてトータル的に困りごとに対して支援ができるよう、担当者が集まるはぴいく連絡会を毎月開催して情報交換を行っている。</p>
委員	<p>はぴいく連絡会は、市内の子どもの発達障害等の困りごとを持つ家庭の連絡会なのか。</p>
事務局	<p>みらいえのコンシェルジュや健康づくりセンターとこども福祉課の担当者が集まる。</p>
委員	<p>その子どもが認定こども園に入園されるということは、はぴいく連絡会に何か情報があがってくるのか。</p>
事務局	<p>あがってこない。</p>

委 員	連携はできないのではないかと。どのような子どもなのかという情報を市は持っているが、認定こども園に入園する時には出さない。はびいく連絡会は、毎月実施しているが、認定こども園は関係ないということになる。
事務局	その都度情報は出していないが、サポートファイルにある分は、示している。
委 員	サポートファイルは、保護者が承諾しないともらえないものなので、市が3歳ぐらいまで関わっていても、入園の時には一切情報は来ないし、連携もない。はびいく連絡会は、毎月実施しているが、認定こども園は関係ない、でも西脇市の子ども達なのでいずれ園に来る。しかし、情報は出せない。それを連携というのか。連携はしているが、認定こども園は外す。就学前教育施設、保育施設は外して、そことは連携しないということか。
事務局	連携はしないということではなく、今後の課題だと思っている。
委 員	できるのか。
事務局	可能性は、あると思う。
会 長	要望があると思うので、できるだけ添うようにしていただきたいと思う。他に意見等はないか。
委 員	59ページの相談支援体制の充実では、相談支援の対象者として、引きこもりの方がいるが、現在、引きこもりの方に対応する窓口が明確ではない。地域包括支援センターと障害者相談支援センターが家庭訪問した時に気付く方があり、65歳を過ぎていれば誰もが地域包括支援センターなのか、精神科等の受診につながっていない方が障害者相談支援センターなのか、対応に困ることがある。高齢の窓口でも障害の窓口でもなく、その都度、気付いた人が対応しているので、このような地域福祉を語る場で明確にできればと思う。
委 員	追加で申し上げると、高齢者の相談は、地域や家族、民生委員など色々なところから声が上がってくる。

	<p>相談を受けて出向くと今問題になっている8050問題がある。そこには家族はおられるが、50歳代の仕事をしていない子どもがいて、父母の年金を当てにして生活をしていたりする。実際には、生活はだんだんと成り立たなくなってくる。高齢者を守るために私たちは動かなければいけないが、娘や息子のことを何とかしなければいけなくて、高齢者だけを守るというわけにはいかない。この部分を誰が見守ってくれるのかという、現在そこを守る体制がないという現状だ。どこに相談すればよいのか、私たちも支援する中で困っている。家族の中に精神疾患といわれるような方がいる場合が非常に多くなってきている。そういう方は受診につながっていない方が多く、いざ受診しましょうとなっても、自分が病気だと思っていない場合も多いので、なかなかつながらない。誰がそこを支援していくのか、障害担当の方がいきなり行っても自分はどうもないとなる。対応に困るケースが、最近多くなってきたと実感している。</p> <p>60ページに個別分野ごとの相談支援体制の記載があるが、この中に当てはまらないという人の相談窓口が必要になってくると思う。</p>
事務局	<p>引きこもりや8050問題、また制度の狭間にある方たちの支援をどのようにしていくかは全国的にも課題になっている。西脇市で引きこもりに対する相談窓口は、明記できていない状況であるが、その世帯に合うように各担当が複合的な支援していくという体制をとりつつあるところである。引きこもっていて障害はないという方に、障害の担当者が出向けば抵抗があるし、いきなり行政が行くだけで抵抗がある方もおられ、支援の方法も難しい部分がある。相談窓口を庁内でも決め切れてないが、社会福祉課や税務課など色々な市民の窓口があり、庁内でできる限り情報を共有して、その世帯に合うような相談体制を組んでいくことを目標としている。</p>
副会長	<p>今後、組織を検討していく時に、高齢福祉課、障害福祉課、児童福祉課など人を対象に区切っている課であればたぶんどこであっても帯に短かしだと思う。日本の福祉は、対象を切ることから始まると思うが、1つだけ日本の福祉の中で対象を限定していない課が生活保護課である。生活保護課は、原因を問わずに生活に困窮している方を対象にしており、ここだけしか対応できないと思う。今は、生活保護の手前ある生活困窮者自立支援も無差別、平等である。その担当課で検討していただき、引きこもりの原因などに関係なく生</p>



	<p>活に困っているかということを中心にするとういと思う。行政が難しいということであれば、例えば、社会福祉協議会で生活困窮や生活のしづらさを抱えている方を中心に検討するとういと思う。障害か高齢かと検討しても、限定しているものに限定されていないものを一緒にするのは、いつまでたっても難しいと思うので、その支援も検討するとういと思う。</p>
事務局	<p>生活保護は、社会福祉課で担当しており、今後メインとなって取り組んでいくと考えている。学校に通う年代から不登校で、徐々に引きこもる方もあり、その場合は教育委員会とも連携しながら早い時期から社会に出ていけるような体制を目指すことも大切となり、その後は生活困窮で対応していくことも考えていく必要があると思っている。</p>
会 長	<p>新たな検討課題ということだと思ふ。 他になければ、次に進む。 基本方向2、施策3について事務局より説明を願う。</p>
事務局	<p>(事務局より第4章の基本方向2、施策3について説明)</p>
会 長	<p>ご意見等があれば発言を願う。</p>
委 員	<p>細かな現場の話だが、家庭にヘルパーや看護師が訪問する時に、家の前に駐車場がある場合はよいが、場所がない場合、周辺に駐車して地域の方に怒られることがある。特に、ヘルパーは1時間程サービスをするので、大変困る方もいる。「この地域の方のサービス提供者は、ここに車を停めてよい」というようにハード面を整備するか、地域の方に了解をいただくか、対策が必要だと思ふ。ただ、個人情報観点から、ヘルパーの利用を地域の方に示すことには問題があるかもしれないので難しい。何らかの対応があればありがたいと思ふ。</p>
会 長	<p>区長等に話をして、公民館等に停めさせていただけると思ふ。</p>
委 員	<p>実は、了解を得ずに公民館等に駐車することもある。ヘルパーが働きやすくするように調整することも、私どもの仕事だと考えてい</p>

	るので参考にさせていただく。
会 長	他になければ、次に進む。 基本方向 2、施策 4 について事務局より説明を願う。
事務局	(事務局より第 4 章の基本方向 2、施策 4 について説明)
会 長	ご意見等があれば発言を願う。
副会長	<p>施策 4 は重点施策になっている。せつかくなので、他市にはない西脇市としての取組があればよいと思う。前回、意思決定支援の話があったのでこれを前に出して、具体的には、67 ページの目標 1 の 4 行目で「財産管理」「意思決定支援」「身上保護」が並列になっているが、文案として例えば「財産管理、身上保護が中心となる成年後見制度以前の問題として、本人の意思決定支援が大前提となることは言うまでもありません」としてはいかがか。つまり、成年後見制度は結果的にはその方の代理をつくることなので、「決めてあげること」「保護すること」は権利擁護ではない。1 つ間違えれば、その方の支配者をつくるだけになってしまう。本人の意思をどれだけ汲み取るかという取組が大前提にあった上の最後の手段が成年後見制度である。国や他市はどうであれ、西脇市は本人の意思をとにかく重視していくということがあるべきで、変更してはどうかと思う。</p> <p>具体的には、68 ページの取組「制度の運用」に、主な事業で「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度利用支援事業」があるが、その前の内容を、例えば「意思決定支援の徹底」とし、主な事業で予算がかかることではなく「意思決定支援推進事業」と入れてはいかがか。具体的には、施設等に出向いて子どもから成人までの成年後見の以前に、本人の意思を尊重していこうと専門職等に普及してまわるということをしてもよいと思う。そうすると、他市が何でも成年後見といっている中で、その大前提があるだろうという西脇市のオリジナルになると思う。これはあくまでも提案だ。</p>
会 長	他に意見等はないか。
委 員	成年後見制度の意思決定について感じたことだが、西脇市では昔からの名残で、遠方から出稼ぎに来られてそのまま生活をされてい

	<p>る方が多く、現在その方達が高齢化している。もともと遠方から来られているので兄弟や身内の方と疎遠になり、どうしているかも知らないと言われる方からの相談が多くなっていて、これは西脇市の特徴かと思うほどである。身寄りがなく、支援できる身内がない方が多い中で、早くから自分の意思を残しておく何か手段があれば、支援の1つにもなるのではないかと思った。自分達の判断能力が落ち、認知症が進んでいる時に、どのようにしたいかを聞いても、私は何も困っていないと言われる。けれども、周囲や近所はお困りだという場合がある。今さら受診にもつなげられない、お金の管理はあやふやになってくる、その段階になってから支援が入るというのは難しいと感じているところである。自分の意見を残すということ難しいが、市民がそういう意識を持つことは大事だと思う。</p>
会 長	<p>他になければ、次に進む。 基本方向2、施策5について事務局より説明を願う。</p>
事務局	<p>(事務局より第4章の基本方向2、施策5及び基本方向2、成果指標について説明)</p>
会 長	<p>ご意見等があれば発言を願う。 では、次に進む。基本方向3、施策1について事務局より説明を願う。</p>
事務局	<p>(事務局より第4章の基本方向3、施策1について説明)</p>
会 長	<p>ご意見等があれば発言を願う。 では、次に進む。基本方向3、施策2について事務局より説明を願う。</p>
事務局	<p>(事務局より第4章の基本方向3、施策2及び基本方向3、成果指標について説明)</p>
会 長	<p>ご意見等があれば発言を願う。</p>
委 員	<p>デマンド型交通の導入を検討されているということだが、高齢者の移動手段に関しては、高齢者の交通事故のニュースも日々ある中</p>

	<p>で、特に田舎では交通手段が少なく、近くのクリニックに行くにも歩いて行くには遠い、買い物に行くにも歩いて行ける店はないという不便な状況で、免許の返納には結びつかないのが現状である。認知症が少しずつ進んでいても、本人は自覚されていないケースも多く、免許の返納問題が課題になっていることを高齢者を支援している中で感じる。西脇市のタクシー券の交付は、80歳以上なので、まだ70歳代の方が、80歳にならないとタクシー券ももらえないのに、免許の返納を勧められてもどうしたらよいのとよく言われる。他市では、もう少し若い世代でも多少費用を負担してでもタクシー券をもらえるところがあるようなので、西脇市でのタクシー券のあり方について、見直しを進めてもよいと思う。</p>
事務局	<p>デマンド型交通の導入については、令和3年に乗合タクシー制度ができる予定である。現在、タクシー券を利用している方もデマンド型タクシーで、タクシーの料金よりも安く利用できるようになり、若い60歳代の方も免許を返納した方も利用が可能となる。現行の80歳以上の方へのタクシー券の交付については、デマンド型交通の制度設計に合わせて、少し見直しをしたいと考えている。例えば、年齢をもう少し引き下げて、要介護認定を受けている方というように、デマンド型交通との住み分けをしながら、移動の手段を確保していくという制度にしていきたいと思っている。</p>
会 長	<p>75歳以上で免許を返納すると神姫バスが半額になる。西脇市地域公共交通会議でもその話が出ており、バスの利用状況や地域の公共交通網等について調べて、系統についても便利になるように検討が進んでいる。</p>
委 員	<p>入りくんだ狭い道も多く、密集している辺りの方は、バスが走っている通りまで出るには結構距離があるという意見もあり、そのような道にもバスが走れるようになるのかも課題の1つだと思う。</p>
会 長	<p>他になければ、次に進む。 第5章について事務局より説明を願う。</p>
事務局	<p>(事務局より第5章について説明)</p>

会 長	ご意見等があれば発言を願う。
委 員	医師会を代表して参加している。アセスメントなどの事業で医療や医療機関として掲載があるが、28ページで、取り組むべき施策の要望として「医療サービス体制の充実」が最も多くなっており、私どもも問題が大きいけれども何をしてよいかわからないというところなので、どこかに医師会も入れていただいた方が動きやすいと思っている。
事務局	アンケートの結果で、取り組むべき施策の要望としては「医療サービス体制の充実」の割合が高いが、一方で、病院等医療機関の施設に対して満足と回答された方も多くおられ、総合的に考えると、現状として医療機関等に対しては、満足されていると思う。さらに進めてほしいと望まれている場合もあると思うので、先ほど意見にあったように入れていくことについて検討する。
委 員	人口減少があり医師も減少した時に、西脇市としてどのようにして今の満足度を守るのかということを計画で示してもよいと思う。外せない内容だと思う。
委 員	子どもの診断では、医療機関との連携がとても大事だ。人生で一度も医療機関にかからない人はいないと思う。色々な専門職がいる中で、医師は信頼しているし、障害のある方はもちろんだが、誰でも同じだと思う。
事務局	関係機関との連携の中の表現で、医療機関との連携という言葉は確かに少ないと思うので、工夫をして少しでもよい形にしたいと思う。
会 長	他になければ、次に進む。 協議事項(2) パブリックコメントに向けて、事務局から説明願う。
事務局	(事務局より説明)
会 長	ご意見等があれば発言を願う。

委 員	話が戻るが、子ども会は、とても大事だと思うが、子どもが減り段々と活動が少なくなっている。西脇市には、地球科学館や青年の家など子どもが活動できる場所があるが、利用者が減っていると聞いた。子ども会など多くの方が利用しやすいよう、補助か何か考えたらよいと思う。
会 長	他にご意見等はないか。
事務局	本日、委員からいただいた貴重な意見を基に計画を修正させていただく。その修正と軽微な文言の修正等を行い、パブリックコメントの前に委員に送付するので、再度確認していただきたいと思う。お手数をおかけするが、よろしく願います。
会 長	以上をもって本日予定していた協議事項は、すべて終了する。 皆さんの円滑な会議運営の協力にお礼を申し上げます。進行を事務局にお返しする。
事務局	4 その他 次回の会議は、次第4に記載のとおり、令和2年1月23日（木）午後1時30分から同じ会場で開催を予定している。主にパブリックコメント実施結果の報告となる。予定をお願いします。
会 長	以上をもって、本日の会議を終了する。